

仕様書

1. 業務概要

- (1) 業務名 田原本青垣生涯学習センター空調設備更新業務
- (2) 業務場所 奈良県磯城郡田原本町阪手 233 番地の 1
田原本青垣生涯学習センター
- (3) 履行期限 令和 10 年 3 月 3 日（金）まで
なお、引渡しにおいては、空調・換気設備を設置し、使用できる状態にするだけでなく、試運転等の調整及び完了検査を完了すること。

2. 業務内容

(1) 設計業務

- ・受注者は、本件業務の実施に先立ち、現地調査の結果、本仕様書に定める要求内容及び企画提案書における提案内容に基づき、空調・換気設備の更新に係る設計業務を行うこと。
- ・設計業務は、次に掲げる内容を含むものとする。

ア 現地調査及び現況把握

既設空調・換気設備の設置状況、機器仕様、配管・ダクト・配線等の経路及び劣化状況、電気容量、構造上の制約（設備基礎、屋上等の積載荷重を含む。）その他設計に必要な事項を調査し、その結果を文化振興課に報告すること。なお、本件業務の公募に際し提供した既存図面その他の資料は、現状把握のための参考資料である。受注者は、現況との相違又は記載のない事項について、現地調査その他必要な確認を行うものとする。

イ 機器選定及び熱負荷等の検討

各室の用途、規模及び使用実態を踏まえ、必要な能力を満たす機器を選定すること。選定に際しては、本仕様書(2)から(6)まで及び【特記事項】に定める要求内容（既設同等以上の性能、防災機能の強化、提案する熱源方式に応じた設備機器、応急運転又は一部運転の継続が可能な機器構成及び早期復旧に対応できる保守体制、遠隔監視サービスの導入に対応可能な機能及び故障予知機能、バックアップ体制、省エネルギー性能等）を満たすことを設計図書において明らかにすること。

ウ 設計図書の作成

機器表、系統図、平面図、詳細図、電気・制御関係図、機器仕様書、各種計算書その他必要な設計図書を作成すること。

エ 省エネルギー効果及びランニングコストの算定

更新前後の消費エネルギー量及び光熱費を比較し、削減効果を定量的に算定して資料により提示すること。

オ 分割作業計画に対応した設計

施設の運営を継続しながら実施することを前提に、系統別又はエリア別の分割作業及

び部分引渡しが可能となるよう設計すること。

カ 法令に基づく確認及び届出等の検討

建築基準法、消防法、電気事業法、ガス事業法、高圧ガス保安法、フロン排出抑制法、騒音・振動に関する条例その他関係法令に基づき必要となる確認申請、届出、報告等の要否を検討し、必要な手続を行うこと。

- ・設計業務は、建築士法その他の関係法令に従い、必要な資格を有する者が行うこと。
- ・設計図書は、現地作業着手前に文化振興課に提出し、その承認を得ること。設計内容について文化振興課から意見又は修正の求めがあった場合は、協議の上、適切に反映すること。なお、文化振興課の承認は、受注者の設計上及び契約上の責任を免除し、又は軽減するものではない。
- ・設計の各段階において、文化振興課との定期的な打合せを行い、その記録を作成して提出すること。

(2) 設置作業

- ・空調・換気機器の選定においては、既存設備と同等以上の能力を有し、現行の関係法令及び規格に適合するとともに、省エネルギー性能に配慮した機器を選定すること。
なお、本施設は指定避難所に指定されていることを踏まえ、更新後の空調・換気設備については、既設設備と比較して防災機能の強化が図られた機器・設備を選定すること。防災機能の強化にあたっては、停電時又は停電復旧時の運用性、機器・架台等の耐震性、換気性能の向上、故障時の応急運転性、遠隔監視サービスを導入した場合の異常検知その他災害時の施設運営継続に資する事項について、具体的な内容を提案すること。
- ・撤去及び設置作業においては、安全管理及び履行管理に十分注意すること。
- ・作業工程及び機器等の設置位置は、事前に田原本町教育委員会事務局文化振興課（以下「文化振興課」という。）と調整を行うこと。
- ・設置にかかる業務は田原本青垣生涯学習センターの運営に支障をきたさない範囲で行うものとし、その日程は、文化振興課と十分協議すること。
- ・本件業務は、施設が開館し、貸館等事業及び一般執務が行われている環境下において、これら施設の運営を継続しながら実施するものとする。
- ・本施設の運営（貸館事業等）への影響を最小限に抑えるため、受注者は全館一括の業務実施ではなく、系統別又はエリア別の分割作業計画を策定すること。
- ・作業着手前のエリアにおいては、作業直前まで町民等による利用（貸館）が行われている。各エリアでの作業開始にあたっては、事前の準備や資機材の搬入タイミング等について文化振興課と協議・連携し、速やかかつ安全に作業へ移行できるよう、緻密な段取りを行うこと。
- ・一部のエリアで作業を行っている間も、館内の別エリアには一般利用者が滞在する可能性がある。受注者は、資機材の搬入出や高所作業等にあたり、利用者の通行動線と作業員の動線を明確に分離する対策（カラーコーンや仕切り板、注意看板の設置等）を徹底すること。必要に応

じて誘導員（警備員等）を適切に配置し、第三者災害や事故の防止に細心の注意を払い、安全に業務を実施すること。

- ・作業が終了し、動作確認及び検査が完了したエリアについては、全体の履行期限を待たずに文化振興課の指定する期日において順次「部分引渡し」を行い、利用（貸館）を再開できるものとする。具体的な作業工程及び引渡し時期については、事前に文化振興課と協議し、承認を得ること。
- ・「令和9年度 田原本町文化祭」の期間中（令和9年10月26日～令和9年11月7日予定。イベント準備及び撤去期間を含む）及び「令和10年 二十歳のつどい」（令和10年1月7日～令和10年1月11日予定。同上）は、全館が通常通り使用できる状況を確保するため、夜間を含めすべての業務を停止すること。また、業務に係る資材等の仮置きや物品等の設置、及び車両の駐車は極力避けること。やむを得ず移動が不可能な物品等がある場合は、来館者の通行やイベントの妨げにならない場所に限定し、あらかじめ文化振興課の承認を得た上で、適切な養生及び立ち入り禁止措置を講じること。
- ・令和9年度において、本施設内のリニューアル（主に図書館・カフェスペース等の内装改修工事）が別途予定されている。当該リニューアル工事の具体的な施工場所、作業期間及び詳細な工程については現時点で未定であるが、本件業務の作業場所や期間と重複・交錯することが想定される。受注者は、本件業務の実施にあたり、当該リニューアル工事の施工事業者及び文化振興課と密に連携・協議を行い、作業エリアの調整や進捗管理について柔軟かつ適切な対応を講じること。なお、これらに伴う軽微な作業順序の変更や工程の調整に要する費用は、すべて受注者の提案範囲内（契約金額内）に含むものとし、発注者への追加の費用請求は認めない。
- ・上記リニューアル工事及び本業務の実施を見込み、令和9年7月以降を利用日とするホール及び公民館の新規の一般利用予約については、受付を停止している。受注者は、契約締結後速やかに、文化振興課及び関係者と協議の上、本件業務の施工期間及びこれに伴う施設の利用停止期間を確定すること。
- ・業務期間中は、利用者及び職員への危険に対し細心の注意を払うとともに、必要に応じて養生設置や警備員の配置を行うなど、安全配慮のための措置を施すこと。
- ・作業に支障をきたす什器（机・椅子・家具等）は、文化振興課と協議を行い、移動し作業終了後には元に戻すこと。又は、養生シート等で、埃が被らないようにすること。
- ・熱源方式については、電気式又はガス式を提案できるものとする。
- ・必要に応じて官公庁との打合せ及び各種公的書類の手続を実施すること。

（3）既設空調・全熱交換器

- ・既設空調・換気機器は基本的に全て撤去すること。その際、冷媒ガス等についても関係法令（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等）を遵守の上、適切に回収、処分すること。

- ・既設空調・換気機器の取り外しには、十分注意すること。
- ・撤去にあたり、天井等の補修が必要な場合、基本的に同等の素材を用いて補修すること。壁等についても同様に補修すること。
- ・既設配管類及びダクト類は再利用可とするが、調査の結果、交換が必要と判断される場合は、あらかじめ文化振興課と協議の上、新規の配管類・ダクト類に交換するものとする。なお、再利用にあたり、必要に応じて洗浄又は洗淨に類する処置を施すこと。
- ・電源線類や連絡配線類等は既設再利用可とするが、調査の結果、新設が必要と判断される場合は、あらかじめ文化振興課と協議の上、新設配線とする。
- ・既設配管類、ダクト類及び電源線類の再利用部分において、経年劣化に起因する不具合が判明し、かつ通常の現地確認では確認することが困難であったことが客観的に認められる場合に限り、修繕の要否及び費用負担について発注者と受注者が協議して決定するものとする。

(4) 更新個別空調・全熱交換器

- ・設置場所及び数量は、既設機器を基本とする。ただし、性能、安全性、維持管理性、防災性又は熱源方式上の合理的な理由がある場合は、文化振興課と協議の上、変更できるものとする。なお、空調機の選定にあたっては特記事項に定める長期修理保証の履行や保守点検の効率化の観点から、必要に応じて遠隔による点検・故障の予知が可能な機種等の採用を検討すること。また、参考資料に記載のないものについては、現地調査にて確認すること。
- ・故障時における応急運転又は一部運転の継続が可能な機器構成とするとともに、長期修理保証の対象となる故障の早期復旧に対応できる体制を確保すること。
- ・冷媒配管等の必要貫通口寸法等が既設空調機より更新空調機の方が小さく、貫通口等に隙間が生じた場合は、適当な素材を用いて補修すること。
- ・貫通部分及び既設配管撤去箇所は、現地の状況を確認し、あらかじめ文化振興課と協議の上、壁面素材に適した防水処理等の措置を施すこと。
- ・冷媒配管、ドレン管等は既設の貫通口等を使用することを原則とするが、既設の貫通口が使用できないときは、新設することができるものとする。
- ・露出配管保温仕様等は、室内及び室外ともに現状と同等又は同等以上の仕上げとすること。
- ・室外機本体、冷媒配管、ラッキングカバー等撤去後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）その他関連法令及び条例を遵守すること。
- ・更新機器はメーカー規定のメンテナンススペース以上を確保すること。なおメンテナンスに点検口が必要な場合は、点検口を新設すること。
- ・設置箇所の検討においては、必要に応じて風向き調整板を用いてショートサーキット対策等の排熱対策を十分に講じること。
- ・既設の設備基礎は再利用を基本とするが、不足する場合は既存同等の設備基礎を設けることとする。

- ・高調波を発生する更新対象機器については、関係基準に従い、必要な高調波抑制対策を実施すること。
- ・設備の制御方式は既設同等とする。
- ・各設備の騒音対策については、必要に応じて条例等の規定値を遵守すること。
- ・既設再利用箇所著しい劣化が確認された場合の対応及び費用負担は、2(3)に定めるところによる。更新対象外機器に著しい劣化が確認された場合は、文化振興課に報告し、その対応について協議すること。

(5) 中央熱源及び二次側設備

- ・各熱源系統（冷暖同時取り出しは除く）はバックアップ体制が取れる機器を選定すること。
- ・設置場所及び数量は、既設設備を基本とする。ただし、性能、安全性、維持管理性、防災性又は熱源方式上の合理的な理由がある場合は、文化振興課と協議の上、変更できるものとする。なお、熱源を屋上等に設置する場合は、新旧の重量比較を行い、更新後設備の重量が既設設備の重量を超える場合は、構造上の安全性を確認し、その根拠資料を提示すること。また、参考資料に記載のないものについては、現地調査にて確認すること。
- ・熱源及び二次側設備、冷温水配管、ラッキングカバー等撤去後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）その他関連法令及び条例を遵守すること。
- ・既設の設備基礎は再利用を基本とするが、不足する場合は既存同等の設備基礎を設けること。
- ・更新機器はメーカー規定のメンテナンススペース以上を確保すること。なおメンテナンスに点検口が必要な場合は、点検口を新設すること。
- ・各設備の騒音対策については、必要に応じて法令等の規定値を遵守すること。
- ・高調波を発生する更新対象機器については、関係基準に従い、必要な高調波抑制対策を実施すること。

(6) エネルギー供給設備、電源及びリモコンの配線

- ・更新機器の電源又はリモコン配線は、再利用を基本とするが、調査の結果、新設が必要と判断される場合は、あらかじめ文化振興課と協議の上、新設すること。更新に伴い不要となるリモコンは取外し、適当な部材を用いて補修すること。
- ・更新個別空調及び全熱交換器の集中監視については、中央熱源設備と二元管理とすることを妨げない。
- ・各種コントローラは既設品と同仕様のものに更新すること。また、集中管理制御機器は1階総合管理室に設置するとともに、引渡し後に遠隔監視サービスを導入する場合に対応できる機器及び機能を整備すること。遠隔監視に必要なセンサー、通信端末、インターフェイス等初期設備の範囲については、企画提案書及び設計図書において明らかにすること。当該初期設備の調達、設置及び初期設定に要する費用は、本件業務の契約金額に含むものとする。

- ・ 室外機用動力盤は、必要に応じて新設又は修繕すること。
- ・ 変更又は新設した配線は、専用回路を確認するとともに、容量に応じた漏電ブレーカーを取り付けること。

(7) 試運転

- ・ 試運転調整は履行期限日までに行うこととし、日程は、文化振興課と協議すること。
- ・ 試運転時、並びに設置後の正常運転時に問題が生じた場合、文化振興課と協議の上、速やかに対応すること。

(8) 着手前の書類提出

受注者は、設計業務又は現地作業に着手する前に、その区分に応じて次に掲げる書類その他文化振興課が必要と認める書類を同課に提出し、確認又は承認を受けること。

ア 設計業務着手前（契約締結後）：業務実施計画書、業務工程表、業務実施体制表及び配置技術者に関する書類

イ 現地作業着手前：設計図書、現地作業計画書、詳細工程表、安全管理計画、使用機器承諾願及び機器仕様書

設計に必要な現地調査、測定及び確認は、設計業務の一部として、文化振興課と事前に調整した上で実施すること。

(9) 業務完了後関係書類の提出

- ・ 取扱説明書、完成図書、設計図書、現場写真（据付前、作業中、据付後）、試運転整備記録その他次に掲げるものを、据付業務完了後、遅滞なく文化振興課へ提出すること。

CD-ROM等データ (別途指示)	竣工図、施工図CADデータをDXF、JWW、PDF形式にて提出
完了図（製本）	A3サイズでプリントアウトした図を2つ折製本にし、1冊提出
機器完成図	一括してファイルに綴じたものを2部
設備取扱説明書	設備概要及び日常の操作・保守要領、故障時の処理方法等をわかりやすく説明したものを1部
保証書	一括してファイルに綴じたものを1部
試運転整備記録	一括してファイルに綴じたものを1部
写真	一括してファイルに綴じたものを1部
各届副本・検査済書類	一括してファイルに綴じたものを1部

(10) その他業務実施条件

- ・既存設備から熱源方式を変更する場合は、既存設備との接続条件、電力及びガスの供給能力、排気及び換気、騒音・振動、設置荷重、防火その他の安全対策並びに関係法令上必要な手続を確認すること。また、提案する熱源方式に応じて必要となる受電設備、動力盤、電源・制御配線、ガス配管、ガスメーター、遮断装置その他のエネルギー供給設備について、既設設備の供給能力及び再利用の可否を確認し、必要な新設、改修、撤去並びに供給事業者その他関係事業者との協議及び手続を行うこと。これらに要する費用、各種負担金その他必要な費用は、見積額及び本件業務の契約金額に含むものとする。
- ・公租公課、関係諸官庁との申請手続等がある場合は受注者で負担すること。
- ・今回の業務対象外となる機器及び設備は、既設再利用とする。
- ・業務用の電気、水道については使用できる。使用する場合は、文化振興課と協議し、使用料を指定管理者に支払うこと。
- ・業務車両等の駐車場は、文化振興課と協議し田原本青垣生涯学習センターの駐車場及び東側隣接地を利用できる。駐車できない場合は、受注者にて確保し、負担すること。作業員用のトイレは、文化振興課と協議し、田原本青垣生涯学習センターのトイレを使用できる。

(11) 省エネルギー効果の計測・検証

- ア 参加者は、企画提案書において、更新前後の更新対象設備に係るエネルギー使用量及び光熱費の削減効果を、算定根拠及び計算方法を明示して定量的に示すこと。
- イ 参加者が算定に用いるベースラインは、町が提供する令和5年度から令和7年度までの施設全体のエネルギー使用量の実績を基礎資料とし、当該実績から更新対象設備に係るエネルギー使用量を合理的な方法により推計して設定すること。推計に用いた按分方法、設定条件、算定根拠及び計算方法を明示すること。なお、設備の故障、臨時休館その他通常と異なる運用実績がある期間については、その影響を合理的な方法により補正することができる。
- ウ 更新前後の光熱費の比較には、公告日現在において適用されている料金単価を適用すること。電気又はガスの料金単価、基本料金その他の算定条件は、参加者独自の予測や2026年11月以降の料金改定後の単価を独自に推計して用いるのではなく、共通の根拠に基づく同一の単価条件を用いて算出すること。その算定根拠は企画提案書において明示すること。
- エ 受注者は、本件業務全体の引渡し後3年間、毎年度、更新対象設備に係るエネルギー使用量を計測し、企画提案書に示した削減効果との比較検証を行い、その結果を報告書により町に提出すること。計測対象、計測点及び計測方法は、設計図書において明らかにすること。
- オ エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の算定には、公告日現在において公表されている最新の換算係数及び排出係数を用いることとし、次表による。なお、削減量の比較には、更新前後で同一の係数を使用すること。

区分	一次エネルギー換算係数	二酸化炭素排出係数
電力	関係法令に基づき本施設に適用される最新の係数	本施設の契約メニューに対応する排出係数(該当する係数が公表されていない場合は、関西電力株式会社の基礎排出係数)
都市ガス	ガス事業者が公表する発熱量又は関係法令等に定める最新の換算係数	ガス事業者が公表する係数又は関係法令等に定める係数
L P ガス	関係法令等に定める換算係数	関係法令等に定める係数

カ 検証の結果が企画提案書に示した削減効果と著しく乖離した場合、受注者は、その原因を分析し、必要な改善措置（運転設定の調整、制御方法の見直し、運転管理指針の修正等）を自らの負担において講じること。ただし、外気温、施設の稼働率、施設の使用方法、エネルギー単価の変動その他受注者の責めに帰することができない要因による場合は、受注者の申出により町と協議の上、その取扱いを定める。

キ 計測に必要な機器（電力量計、ガスメーターその他必要な計量機器等）の設置を要する場合は、その設置費用を本件業務の見積額に含めること。

ク 本項の計測及び検証に要する費用は、初期整備費に含むものとする。

(12) 長期修理保証業務（必須）

「長期修理保証業務」とは、【特記事項】 2. に定める長期修理保証並びにその確実な履行に必要な点検、調整及び修理をいう。長期修理保証業務は、本件業務の契約範囲及び契約金額に含む。参加者は、企画提案書に、同項に定める保証期間その他必要な事項を記載すること。

- ・長期修理保証の対象となる故障が発生した場合は、受注者は速やかに必要な技術職員を派遣し、修理対応を行うこと。
- ・長期修理保証の対象外となる作業は、【特記事項】 4. に定めるとおりとする。
- ・共同事業体において長期修理保証の役割を担う構成員がある場合は、当該構成員が、役割分担に基づき、当該保証に係る業務を継続して履行できる体制を確保し、その責任を負うものとする。

(13) 保守管理業務

「保守管理業務」とは、引渡し後の日常的な定期点検、清掃、維持メンテナンス、遠隔監視サービスその他これらに付随する業務のうち、長期修理保証業務を除くものをいう。保守管理業務は、本件業務の契約範囲及び契約金額に含まない。

参加者は、引渡し後の維持管理に関する評価資料として、次に掲げる保守管理業務の内容、実施体制及び本件業務全体の引渡し後 10 年間に係る費用の年度別試算額を企画提案書において提示すること。なお、町は、保守管理業務に係る契約の締結及びその相手方を確約するものではない。

- ア 定期点検の内容、項目及び頻度（フロン排出抑制法の適用がある場合は、同法に基づく簡易点検及び定期点検を含み、法令に定める頻度以上とすること）
- イ 遠隔監視サービスによる運転状況の監視項目、異常検知及び故障予知の方法、監視時間、初動対応、通信方法、利用料その他費用及び導入に必要な条件
- ウ 異常又は故障が認められた場合の連絡体制、初動対応時間及び復旧までの手順
- エ 災害時、停電時その他の緊急時における対応体制（本施設が指定避難所であることを踏まえたものとする）
- オ 業務に従事する技術者の資格及び配置並びにメーカー等との連携体制
- カ 点検結果の報告方法及び中長期的な保全提案（更新・部品交換等）の実施方法
- キ その他維持管理に関する業務

3. その他

- ・ 本件業務に接着剤及び塗料を使用する場合は、室内空気汚染防止に努めること。
- ・ 業務に利用する目的で文化振興課が有している資料の提供が必要な場合は提供するので、事前に申し出ること。なお、本件業務の遂行にあたり知り得た情報については、文化振興課の承認を得ないで他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- ・ 参加者は、この仕様書に定めのない独自の工夫（例：業務期間をより短縮する手法の工夫、既設配管流用時のリスクを未然に防ぐ独自の事前調査・洗浄手法、県内事業者の活用など）について提案すること。
- ・ リスク分担

本件業務の実施及び引渡し後の長期修理保証期間における町と受注者のリスク分担は、原則として別紙「リスク分担表」のとおりとする。参加者は、自らが負担すべきリスクを想定した上で企画提案を行うこと。

なお、同表に記載のないリスクが生じた場合は、町と受注者が協議の上、その分担を定めるものとする。

- ・ その他、本件業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めがない事項が生じた場合は、受注者は文化振興課と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 本仕様書に定めのない細部事項等については、双方協議して定めるものとする。

以下余白

【特記事項】

1. 本契約の金額には、空調機器の設計、調達、設置、撤去、試運転、調整その他本件業務の履行に必要な初期整備費に加え、次に定める「長期修理保証」に要する費用を含むものとする。
2. 受注者は、本件業務全体の引渡し日から 10 年以上の提案期間又は提案する機器についてメーカー等が定める主要機器の運転時間による上限（EHP 等にあつては圧縮機運転時間、GHP にあつてはエンジン運転時間その他メーカー等が定めるこれらに相当する管理指標とし、その上限は 25,000 時間以上とする。）のいずれか早く到来する時点までを長期修理保証期間とし、当該期間中、長期修理保証を確実に履行するために必要となる点検及び調整等を受注者の責任と負担において行うものとする。当該期間内に発生した突発故障に関する修理（部品交換、出向費、技術料等の一切を含む）についても長期修理保証に含むものとして、受注者の責任と負担において無償で対応しなければならない。本長期修理保証の実現にあたっては、機器メーカー純正の保証制度のほか、受注者が独自に構築する保証履行体制、又は第三者の延長保証保険等の活用など、その手法は問わないが、田原本町に対して同期間内の無償修理が確実に履行される体制を確保しなければならない。メーカー、保険会社、関係会社その他の第三者による保証を利用する場合であっても、当該保証の範囲が本仕様書に定める保証範囲に満たないときは、その不足する部分について、受注者が責任を負うものとする。
3. 長期修理保証を確実に履行するために受注者が行う点検については、事前に町と協議し、点検後は報告書を提出すること。
4. 長期修理保証の対象外となる作業は、次のとおりとする。
 - ① 熱交換器の薬品洗浄その他分解洗浄を要する作業
 - ② 日常の消耗部品の調達及び交換（交換用エアフィルター・リモコン電池等。ただし、突発故障に起因する部品交換を除く）
 - ③ 受注者の責めに帰することができない天災地変、火災などに起因する本件設備の損傷の修復作業
 - ④ 長期修理保証の対象機器以外の設備（建物の電気インフラ等）に起因する本件設備の損傷の修復作業
 - ⑤ 取扱不良に起因して生じた故障の調整修復作業
 - ⑥ 受注者が、客観的かつ合理的な根拠を付して必要な保全提案を事前に行い、町がこれを実施しない旨を決定した場合であつて、当該未改善事項と故障との間に直接の因果関係があることを受注者が証明した故障の修復作業

別紙 リスク分担表

区分	リスクの種類	リスクの内容	町	受注者
共通	実施要領等の誤り	実施要領及び仕様書の記載事項に重大な誤りがあるもの	○	
共通	応募費用	参加及び提案に要する費用		○
共通	安全性の確保	設計、現地作業及び長期修理保証に係る作業における安全性の確保		○
共通	環境の保全	騒音、振動、臭気、廃棄物処理及びフロン類の適正処理		○
共通	制度の変更	消費税及び地方消費税の税率の変更	○	
共通	制度の変更	消費税以外の税制の変更		○
共通	法令の改正	設備の技術基準、省エネルギー基準等の改正	△	△
共通	許可等の取得	受注者が行うべき申請・届出の遅延によるもの		○
共通	許可等の取得	町が行うべき手続の遅延によるもの	○	
共通	事業の中止	町の指示によるもの	○	
共通	事業の中止	受注者の事業放棄、破綻によるもの		○
交付金	交付金の不採択	交付金が不採択となった場合の契約の不締結	○	
交付金	交付金の減額	交付額が減額された場合の事業内容の見直し	○	
交付金	交付金の返還等	受注者の書類不備、虚偽記載等に起因する不交付又は返還		○
設計段階	設計変更	町の提示条件又は指示の不備によるもの	○	
設計段階	設計変更	受注者の判断の不備によるもの		○
設計段階	現況との相違	参考資料と現況の相違（現地確認により確認可能なもの）		○
設計段階	現況との相違	参考資料と現況の相違（通常の現地確認では確認困難なもの）	○	
設計段階	不可抗力	天災等による設計の変更、中止又は延期	△	△
現地作業段階	第三者賠償	施設利用者、近隣その他第三者に対する損害賠償		○
現地作業段階	工程の遅延	受注者の責によるもの		○
現地作業段階	工程の遅延	町の指示によるもの	○	
現地作業段階	不可抗力	天災等による中止、延期又は変更	△	△
現地作業段階	物価の変動	急激な資材価格又は労務費の変動	△	△
現地作業段階	他工事との調整	リニューアル工事との調整（軽微な作業順序・工程の変更）		○
現地作業段階	他工事との調整	リニューアル工事との調整（工程に重大な影響を及ぼすもの）	△	△
現地作業段階	既設再利用部分	現地確認により確認可能な既設配管類、ダクト類及び電源線類の経年劣化に起因する不具合		○

現地作業段階	既設再利用部分	通常の現地確認では確認困難な既設配管類、ダクト類及び電源線類の経年劣化に起因する不具合	△	△
現地作業段階	施設運営	本業務に起因して施設の休館を要する事態が生じた場合の損失		○
現地作業段階	施設運営	町の都合により施設の休館ができない場合の工程への影響	○	
現地作業段階	一時的損害	引渡し前に本件設備に生じた損害		○
現地作業段階	一時的損害	引渡し前に本件業務に起因して施設に生じた損害		○
現地作業段階	性能	仕様書に定める要求水準への不適合（施工不良を含む）		○
引渡し後	突発故障	長期修理保証期間中に発生した本件設備の突発故障（仕様書特記事項４．に定める長期修理保証の対象外となる作業を除く）		○
引渡し後	性能	仕様書に定める要求水準への不適合が引渡し後に判明した場合		○
引渡し後	不可抗力	受注者の責めに帰することができない天災地変、火災等による本件設備の損傷	○	
引渡し後	町の施設に起因	町の過失又は町の施設（電気インフラ等）に起因する本件設備の損傷	○	
引渡し後	受注者に起因	受注者の故意又は過失に起因する町の施設・設備の損傷		○
引渡し後	取扱不良	取扱不良に起因して生じた故障	○	
引渡し後	保全提案の不承認	受注者が客観的かつ合理的な根拠を付して行った保全提案を町が実施しない旨を決定し、当該未実施事項と故障との直接の因果関係を受注者が証明したもの	○	
引渡し後	用途変更等	施設の用途変更又は使用条件の著しい変更に起因する不具合	○	
引渡し後	立入り	長期修理保証に係る点検、調整又は修理に必要な施設への立入りが認められない場合の業務未遂行	○	
引渡し後	保証の履行不能	受注者の解散、破産、事業の廃止等による保証の履行不能		○
計測・検証	削減効果の未達	提案した削減効果が達成されない場合（受注者の責によるもの）		○
計測・検証	削減効果の未達	外気温、稼働率、使用方法の変動によるもの	○	
計測・検証	削減効果の未達	エネルギー単価の変動によるもの	○	
計測・検証	情報提供	計測・検証に必要な町からの情報提供の遅延	○	